

公安委員会	令和3年度警察庁予算概算	令和2年8月6日
説明資料No. 1	要求重点項目（案）について	長官官房
<p>1 令和3年度警察庁予算概算要求重点項目（案）</p> <p>(1) 一般会計</p> <p>第1 テロ対策と大規模災害等の緊急事態への対処</p> <p>第2 サイバー空間の脅威への対処</p> <p>第3 安全かつ快適な交通の確保</p> <p>第4 客観証拠重視の捜査のための基盤整備</p> <p>第5 組織犯罪対策の推進</p> <p>第6 生活の安全を脅かす犯罪対策の推進</p> <p>第7 警察基盤の充実強化</p> <p>1 人的基盤の充実強化</p> <p>2 装備資機材・警察施設の整備充実</p> <p>第8 新型コロナウイルス感染症対策の強化</p> <p>(2) 東日本大震災復興特別会計</p> <p>2 令和3年度予算概算要求の方針</p> <p>(1) 要求額</p> <p>令和2年度当初予算額の範囲内</p> <p>(2) 要望額</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費について、所要額を要望</p> <p>3 今後の予定</p> <p>9月30日（水） 概算要求書提出</p>		

公安委員会 説明資料No. 2	「銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見の募集について	令和2年8月6日 生活安全局
--------------------	--	-------------------

#### 1 趣旨

銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）を改正するに当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

#### 2 期間

令和2年8月10日（月）から令和2年9月8日（火）までの間

#### 3 改正案の概要

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第10条の5第1項第2号の規定により、国際的な規模で開催される運動競技会の拳銃射撃競技に参加する選手又はその候補者は、一定の場合を除き、政令で定める者に所持許可を受けた拳銃の保管を委託しなければならないとされているところ、この政令で定める者として、「独立行政法人日本スポーツ振興センター」を追加するもの。

#### 4 施行期日

公布の日

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 3</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への 対応について</p>	<p>令和2年8月6日</p> <p>警 備 局</p>
-------------------------------	----------------------------------	------------------------------

### 1 感染者数【8月5日時点】

- (1) 国内における感染状況～41,129人（死亡1,022人）
- (2) ダイヤモンド・プリンセス号における感染状況～712人（死亡13人）
- (3) 世界における感染状況～18,502,486人（死亡700,368人）

### 2 最近の政府等の対応

- (1) 新型インフルエンザ等特措法に基づく政府対策本部を設置（3月26日）。「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定（3月28日）。
- (2) 4月7日、7都府県に緊急事態宣言を発出。16日、緊急事態宣言の対象区域を全国に拡大。5月25日までに段階的に全ての都道府県の緊急事態を解除。移行期間を設けて自粛要請等を緩和し、新しい生活様式の定着や業種別ガイドラインの実践等により感染拡大を防止しながら、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げ。
- (3) 現在、146か国・地域に14日以内に滞在歴のある外国人の入国を拒否。また、全ての国・地域からの入国者に対し14日間の待機等を要請、これらの国において発給された査証の効力を停止、査証免除措置を順次停止。
- (4) 6月18日、「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」として、ビジネス上必要な人材等の出入国について、現行の水際措置を維持した上で、追加的な防疫措置を条件とする仕組みを導入。各国・地域と協議・調整の上、準備が整い次第、順次実施することを決定。
- (5) 7月3日、「新型コロナウイルス感染症対策分科会」を新設。

### 3 警察の対応

- (1) 長官を長とする新型コロナウイルス感染症対策本部に格上げ（3月26日）
- (2) 感染による混乱の防止・国民の不安解消のための対応
  - 空港、医療施設等における警戒警備の実施
  - 関連する犯罪の取締り及び防犯情報の提供
- (3) 警察が所掌する行政手続における対応
  - 感染等を理由に運転免許等の更新ができなかった場合の取扱いに係る法的解釈の整理・周知
  - 事前申出による同一運転免許証での運転等可能期間の延長措置
- (4) 警察活動における警察職員の感染防止等
  - 様々な警察活動における感染予防対策の徹底
  - 感染確認時における具体的な業務継続の検討